

三木町告示第 156 号

地方自治法第 296 条第 3 項において準用する同法第 102 条第 3 項の規定により、
令和 8 年第 1 回三木町下高岡財産区議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 26 日

三木町下高岡財産区管理者

三木町長 伊藤 良春

記

1 期 日 令和 8 年 7 月 13 日

2 場 所 三木町役場会議室棟 2 階 3・4 号会議室

3 付議事件

(1) 令和 8 年度三木町下高岡財産区補正予算 (第 1 号) について

三木町告示第 156 号

地方自治法第 2 9 6 条第 3 項において準用する同法第 1 0 2 条第 3 項の規定により、
令和 8 年第 1 回三木町下高岡財産区議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

三木町下高岡財産区管理者

三木町長 伊藤 良春

記

1 期 日 令和 8 年 7 月 1 3 日

2 場 所 三木町役場会議室棟 2 階 3 ・ 4 号会議室

3 付議事件

(1) 令和 8 年度三木町下高岡財産区補正予算 (第 1 号) について

三木町告示第 156 号

地方自治法第 296 条第 3 項において準用する同法第 102 条第 3 項の規定により、
令和 8 年第 1 回三木町下高岡財産区議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 26 日

三木町下高岡財産区管理者

三木町長 伊藤 良春

記

1 期 日 令和 8 年 7 月 13 日

2 場 所 三木町役場会議室棟 2 階 3・4 号会議室

3 付議事件

(1) 令和 8 年度三木町下高岡財産区補正予算 (第 1 号) について